

ID: 860

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	日常生活用具の給付等の措置の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第10条の4第2項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【基準】 法第10条の4第2項の規定による。 (居宅における介護等) 第10条の4 2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。			
備考	地域支援係		
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日